

**おーさあでは、これまでの女性の育児休業取得率は 100%です。  
男性の育児休業や育児目的休暇の取得促進も行っています。**

※自身もしくは配偶者が、妊娠された場合は、管理部担当者にご相談ください。

※赤字は令和 4 年 10 月改正箇所

**■ 育児休業（育休）は性別を問わず取得できます。**

対象者	<p>全職員。 ※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時にでも取得できます。</p> <p>&lt;対象外&gt;（労使協定により以下の場合には取得できません。）</p> <p>① 入社1年未満の労働者 ② 申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了する労働者（例外もありますのでご相談ください。） ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</p>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間の労働者が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達するまで出産日と産後休業期間と育児休業期間と出生時育児休業を合計して1年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。</li> <li>保育所等に入所できない等の理由がある場合は最長子が2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで延長可能。</li> </ul>
申出期限	原則休業の1か月前までに管理部担当者に申し出てください。
分割取得	令和4年10月1日以降は、 <b>分割して2回迄取得可能</b> となりました。

**■ 出生時育児休業(産後パパ育休) は男性の育児休業取得を促進する制度です。**

対象者	<p><b>男性職員。なお、養子の場合等は女性も取得できます。</b> ※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。</p> <p>&lt;対象外&gt;（労使協定により以下の場合には取得できません。）</p> <p>① 入社1年未満の労働者 ② 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者 ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</p>
期 間	<b>子の出生後8週間以内に4週間まで</b> の間の労働者が希望する期間。
申出期限	原則休業の2週間前までに管理部担当者に申し出てください。
分割取得	<b>分割して2回取得可能</b> （まとめて申し出ることが必要）
休業中の就業	労使協定締結により <b>休業中の就労も可能</b> となりました。 希望する場合は管理部にご相談ください。

**■ おーさあでは、孫の看護休暇も取得できます。**

小学校就学の始期に達するまでの子や孫を養育する(男女)職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子や孫の看護休暇を取得することができます。(1日は有給ですが、残りの日は無給となります。)